

宅地建物取引業者の方へ

宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う 水害ハザードマップの確認について

近年、甚大な被害をもたらす大規模水害時の頻発を受け、不動産取引時において、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることから、宅地建物取引業法施行規則の一部が改正されました。（令和2年7月17日交付、同年8月28日施行）

この改正により、水防法に基づき作成された水害ハザードマップ（洪水・内水・高潮）を活用し、宅地又は建物の所在地を示して説明することが、重要事項説明の項目に追加されました。

(1) 水防法に基づく想定最大規模の水害ハザードマップ作成状況

種別	ハザードマップ作成状況
洪水	平成31年3月に作成済み。洪水ハザードマップは、「相模川水系版」と「金目川水系版」の2種類があります。
内水	水防法に基づくハザードマップは作成しておりませんが、本市独自のシミュレーションとして、「平塚公共下水道事業計画」の降雨量（1時間に50ミリ程度）の大雨が市内全域に同時に降ったときを想定した平塚市内水ハザードマップを作成しています。
高潮	神奈川県により相模湾に関する高潮浸水想定区域が公表され次第、ハザードマップを作成する予定です。

(2) 水害ハザードマップの確認方法

種別	紙面	市ホームページ	ひらつかわくわくマップ
洪水	災害対策課窓口等で配布しています。	PDFデータでハザードマップをダウンロードできます。	地図情報データでハザードマップを閲覧することができます。
内水	下水道整備課窓口で確認できます。		

(3) Q & A

Q1	【洪水】洪水浸水想定区域の地点ごとの浸水深を確認することはできますか？
A1	洪水浸水想定区域の地点ごとの浸水深は、次の2つの方法で確認することができます。 ①神奈川県からの提供 神奈川県において河川毎のGISデータを提供することが可能です。詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。※GISソフトがインストールされていないPCでは、読み込むことができません。 ②国のホームページ（浸水ナビ）による確認 国土交通省が公開している地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）にて任意の地点の浸水深を確認することができます。
Q2	【内水】過去の浸水履歴を確認することができますか？
A2	近年（概ね10年程度）に発生した水害時に、道路冠水、床下浸水等を 事後確認できた箇所 を落とし込んだ地図を、下水道整備課若しくは災害対策課において閲覧することができます。 ※浸水 箇所 については、平塚市が確認できたものを標示しています。標示は、明確な範囲を示したものではありませんのでご注意ください。

その他、水害リスク情報の重要事項説明への追加に関するQ & Aについては国土交通省のホームページをご確認ください



お問い合わせ先	・ハザードマップ全般に関すること	：平塚市災害対策課	電話：0463-23-1111（内線2632）
	・（内水）過去の浸水履歴に関すること	：平塚市下水道整備課	電話：0463-23-1111（内線2442）
	・（洪水）浸水深の詳細データに関すること	：神奈川県河川課	電話：045-210-1111
※土木事務所等においても確認できます。			